

重点の全体像	重点事項数	重点番号
<p>1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの</p>	4	1番～4番
<p>2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの</p>	10	5番～14番
<p>3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手続の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの</p>	6	15番～20番
<p>4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの</p>	14	21番～34番
<p>5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの</p>	4	35番～38番

※上記には、新型コロナウイルス感染症への対応を図る中で認識された課題の解決等を図るものが含まれている。

(重点番号11, 19, 25)

重点事項に係る対応結果について

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
1	<p>保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止 (児童福祉法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次地方分権一括法)、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号: 114)</p>	<p>大阪市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>保育所等の居室面積基準を「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。</p>
2	<p>児童扶養手当の支給資格要件の明確化 (児童扶養手当法)</p> <p>(管理番号: 116)</p>	<p>富田林市 (厚生労働省)</p>	<p>児童扶養手当の支給要件については、離婚調停中などであっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には支給対象となることを明確化するため、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」(昭和55年厚生省児童家庭局企画課長通知)を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

重点事項に係る対応結果について

1. 子供を産み育てやすい社会の実現に向け、要件や手続の見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
3	<p>小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化 (児童福祉法)</p> <p>(管理番号：168)</p>	<p>埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市、静岡県、高知県 (厚生労働省)</p>	<p>小児慢性特定疾病の指定医の指定の申請については、都道府県等並びに指定医の負担軽減を図るため、令和3年度中に省令及び「小児慢性特定疾病指定医の指定について」(平26厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長)を改正し、診断を行う医療機関のある一の都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長又は児童相談所設置市の長にのみ申請を行うこととし、その旨を都道府県等及び関係機関に周知する。</p>
4	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出方法の見直し (子ども・子育て支援法)</p> <p>(管理番号：158)</p>	<p>兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法については、市区町村の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市区町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

重点事項に係る対応結果について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
5	<p>要介護・要支援認定の有効期間の延長及び手続の見直し (介護保険法)</p> <p>(管理番号：186, 190, 187)</p>	<p>さいたま市、川越市、野々市市、指定都市市長会／さいたま市 (厚生労働省)</p>	<p>新規認定及び区分変更認定に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の延長については、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>介護認定審査会における審査及び判定に係る事務については、市区町村における事務の実態を踏まえつつ、社会保障審議会の意見を聴いた上で市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
6	<p>介護保険負担限度額認定証の認定期間の延長 (介護保険法)</p> <p>(管理番号：31)</p>	<p>高岡市 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険負担限度額認定証については、地域の実情に応じて市区町村の判断により有効期限の設定が可能であること等を明確化するため、通知を改正し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>
7	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直し (介護保険法)</p> <p>(管理番号：217)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、徳島県、中国地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導費(Ⅱ)に、指定居宅療養管理指導事業所となっている病院又は診療所と連携している薬局に所属する管理栄養士が当該指導を行う場合を追加することについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

重点事項に係る対応結果について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
8	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準の見直し (医師法) (管理番号：68)</p>	<p>長崎県、九州地方知事会 (厚生労働省)</p>	<p>基幹型臨床研修病院の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
9	<p>国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し (国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律) (管理番号：44, 45)</p>	<p>春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市 (厚生労働省)</p>	<p>国民健康保険における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合については、被保険者等及び市区町村の負担を軽減するため、省令を改正し、市区町村が当該被保険者等の負担割合が2割となることを確認できる場合は、世帯主からの申請によらず、負担割合を2割とすることを可能とする。</p> <p>後期高齢者医療における療養の給付を受ける場合の一部負担金の割合については、被保険者及び市区町村等の負担を軽減するため、省令を改正し、後期高齢者医療広域連合が当該被保険者の負担割合が1割となることを確認できる場合は、被保険者からの申請によらず、負担割合を1割とすることを可能とする。</p>
10	<p>被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化 (生活保護法) (管理番号：132)</p>	<p>仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市 (厚生労働省)</p>	<p>居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

重点事項に係る対応結果について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
11	<p>へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和 (薬剤師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)</p> <p>(管理番号：52)</p>	<p>津久見市 (厚生労働省)</p>	<p>荒天等により医師及び薬剤師が不在となる離島等の診療所の患者に対して、当該診療所に従事する医師が遠隔でオンライン診療を行った場合の調剤については、当該医師又は薬剤師が、映像及び音声の送受信による方法で、当該診療所の看護師又は准看護師が行うPTPシート等で包装されたままの医薬品の取り揃えの状況等を確認することで、当該医薬品の提供を可能とすることの考え方や条件等について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
12	<p>都道府県献血推進計画の策定義務の廃止 (安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律)</p> <p>(管理番号：128)</p>	<p>和歌山県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 (厚生労働省)</p>	<p>都道府県献血推進計画については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>

重点事項に係る対応結果について

2. 社会保障制度の基盤強化等に向け、医療・福祉分野において要件や手続の見直し等により必要なサービスの確保等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
13	<p>障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者基本法) (管理番号：41, 157, 198)</p>	<p>神奈川県／兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県／八王子市 (内閣府、厚生労働省)</p>	<p>障害者基本計画の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>都道府県障害者計画及び市町村障害者計画については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間等を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>障害(児)福祉計画については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 計画期間について、障害福祉サービス等報酬改定が計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ② 同計画の記載内容について、令和4年度に予定される基本指針の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ③ 基本指針の改正及びQ & Aの地方公共団体への送付について、可能な限り早期に行う。
14	<p>市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し (介護保険法) (管理番号：216)</p>	<p>苫小牧市 (厚生労働省)</p>	<p>介護保険事業計画については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

重点事項に係る対応結果について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
15	<p>脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援 (環境基本法、気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)</p> <p>(管理番号：219, 39, 38)</p>	<p>鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県／茅ヶ崎市 (環境省)</p>	<p>(各計画の統合について) 地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画は、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p> <p>(地域気候変動適応計画について) 国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化するなど、地方公共団体の事務負担軽減のため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>(地方公共団体実行計画について) 国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すなど、地方公共団体実行計画の検討に資するよう地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

重点事項に係る対応結果について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
16	<p>都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)</p> <p>(管理番号：65)</p>	<p>岐阜県 (環境省)</p>	<p>都道府県分別収集促進計画については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>

重点事項に係る対応結果について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
17	<p>鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)</p> <p>(管理番号：163, 164)</p>	<p>埼玉県 (環境省)</p>	<p>(鳥獣管理に関する計画の統合等について) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(鳥獣管理に関する計画の策定手続について) 管理計画を策定するに当たり自然環境保全法51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならないとされていることについては、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。</p>
18	<p>ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止 (ダイオキシン類対策特別措置法)</p> <p>(管理番号：98)</p>	<p>群馬県、福島県、茨城県 (環境省)</p>	<p>大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者がダイオキシン類による汚染の状況についての測定を行ったときの都道府県知事等への結果報告義務及び当該報告を受けた都道府県知事等による結果公表義務については、令和6年度に運用開始を予定している電子システムの在り方を踏まえつつ、事務負担を軽減する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

重点事項に係る対応結果について

3. グリーン社会の実現等に向け、環境・衛生分野において 事務手順の見直し等により円滑な業務実施等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
19	<p>感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直し (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)</p> <p>(管理番号：32)</p>	<p>延岡市 (厚生労働省)</p>	<p>都道府県から保健所設置市等以外の市町村への感染症に関する情報の提供について、個人情報保護条例との関係を整理した上で可能であることを地方公共団体に通知した。</p> <p>また、当該情報提供の在り方について、都道府県と市町村との連携が円滑に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
20	<p>と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し (と畜場法)</p> <p>(管理番号：102)</p>	<p>秋田県、青森県 (厚生労働省)</p>	<p>と畜検査を担う公衆衛生獣医師について、その有効活用や確保に資する先行事例を収集し、都道府県及び保健所設置市に令和3年度中に通知するとともに、効率的な検査の実施など地域の実情に応じたと畜検査の在り方について、都道府県及び保健所設置市の意見を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。</p>

重点事項に係る対応結果について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
21	<p>農業委員会委員の過半数を認定農業者等とする法定要件の緩和 (農業委員会等に関する法律)</p> <p>(管理番号：19)</p>	<p>安城市、福島県、福井市、長野県、静岡県 (農林水産省)</p>	<p>農業委員会の委員の過半数を認定農業者等が占めることを定める法定の要件について、令和3年度中に省令を改正し、これを満たすことを要しない場合として定める認定農業者数の基準を緩和する。</p>
22	<p>農地の一時転用における許可不要な場合の追加等の見直し (農地法、文化財保護法)</p> <p>(管理番号：1, 122)</p>	<p>紫波町、川越市／長野県 (文部科学省、農林水産省)</p>	<p>① 地方公共団体が文化財保護法に基づき埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査について、令和3年度中に農林水産省令を改正し、農地転用許可を不要とする。</p> <p>② 一団の農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置する場合の農地転用許可について、令和3年度中に通知を改正し、一団の農地の2分の1以上が荒廃農地を再生利用するものであって、荒廃農地とそれ以外の農地とを区分して活用することが困難な場合には、荒廃農地以外の農地も含め、当該許可期間を10年(現行制度上、原則3年)とすることが可能であること等を明確化する。</p>
23	<p>区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲 (都市計画法)</p> <p>(管理番号：110)</p>	<p>横須賀市 (国土交通省)</p>	<p>区域区分に関する都市計画の決定に係る事務・権限について、広域的な観点から引き続き都道府県等が行うものとするが、都道府県と市町村との間で相互に十分な意思疎通を図るよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

重点事項に係る対応結果について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
24	<p>バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)</p> <p>(管理番号：117)</p>	<p>京都府 (国土交通省)</p>	<p>移動等円滑化のために必要な構造及び配置に関する基準等を定める建築物特定施設について、令和3年度中に省令を改正し、劇場の客席等を追加する。</p> <p>現行の枠組みにおいても、柔軟に基準設定が可能であることについて、授乳場所等の具体的な事例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>また、地方公共団体からの要望を継続的に把握するための相談窓口を令和3年度中に設置する。</p>
25	<p>新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長 (新型インフルエンザ等対策特別措置法、建築基準法)</p> <p>(管理番号：200)</p>	<p>八王子市、福島県、さいたま市、横浜市 (内閣官房、厚生労働省、国土交通省)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応等のために建築する応急仮設建築物の存続期間又は建築物の用途を変更して使用する災害救助用建築物等の存続期間について、特定行政庁が、一定の手続を経て、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、その存続期間を延長することを可能とする方向で検討し、令和3年度中に結論を得る。</p> <p>安全性や公益上の必要性の担保については、建築審査会の活用等を検討中。</p>

重点事項に係る対応結果について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
26	<p>地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し (道路運送法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)</p> <p>(管理番号：144)</p>	<p>兵庫県 (国土交通省)</p>	<p>① 地域公共交通会議、地域協議会及び地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「活性化協議会」という。）の運営について、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>② 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線の廃止等に係る都道府県主催の地域協議会における協議について、一の市町村内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度中に省令を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。 令和3年度中に告示を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。
27	<p>農村地域産業等導入基本計画の廃止等 (農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)</p> <p>(管理番号：218)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合 (農林水産省)</p>	<p>都道府県が策定できる農村地域への産業の導入に関する基本計画において、都道府県における計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、計画の記載事項に係る見直しを行う。</p>
28	<p>土地改良法に基づき市町村が定める応急工事計画に係る議会議決を不要とする見直し (土地改良法)</p> <p>(管理番号：213)</p>	<p>那須塩原市、さくら市、高根沢町 (農林水産省)</p>	<p>市町村が災害等のため急速に行う土地改良事業について、当該事業の応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。</p>

重点事項に係る対応結果について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
29	<p>地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し (国土調査法)</p> <p>(管理番号：220, 212)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合／那須塩原市、栃木県、佐野市、さくら市、那須烏山市、高根沢町 (法務省、国土交通省)</p>	<p>① 地籍調査事業の実施に当たり、都道府県が毎年度定める事業計画の変更手続について、令和3年度中に国土調査事業事務取扱要領を改正し、廃止する。</p> <p>② 地籍調査の円滑な実施を図るため、地籍調査における筆界の調査に関する登記官の助言に係る留意点や地方公共団体が地籍調査を適切に実施するために参考となる基本的考え方を法務局等及び地方公共団体に令和3年度中に通知する。 当該通知については、運用状況や関係者の意見等を踏まえつつ、随時見直しを図る。</p>
30	<p>下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し (下水道法)</p> <p>(管理番号：35, 106)</p>	<p>石川県／熊本市 (国土交通省、環境省)</p>	<p>① 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川等についての国土交通大臣への協議について、報告とする。【P】 ・ 二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川等に係る記載について、国土交通大臣への報告の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 ・ 流域別下水道総合整備計画に係る河川関係の検討について、様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。 <p>② 公共下水道の事業計画に係る変更手続について、予定処理区域のみの変更で、既存の管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しない場合は、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。</p>

重点事項に係る対応結果について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
31	<p>都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能とする見直し (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住生活基本法)</p> <p>(管理番号：165)</p>	<p>埼玉県 (国土交通省)</p>	<p>都道府県賃貸住宅供給促進計画について、住生活基本計画と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化する。 実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
32	<p>地方創生関係の計画の整理・合理化 (まち・ひと・しごと創生法、地域再生法)</p> <p>(管理番号：155, 156, 75, 120, 133, 161)</p>	<p>兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／岡山市／京都市／岡山県、中国地方知事会／徳島県、愛媛県、高知県 (内閣官房、内閣府)</p>	<p>地方版総合戦略については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう手引きを改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p> <p>地域再生計画及び実施計画等については、令和5年度事業に係る申請から、様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。 同計画の審査について、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図り、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から一本化する。 同計画の提出期限について、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から提出期限の見直しを行う。</p>

重点事項に係る対応結果について

4. 活力ある地方創りに資するよう、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
33	<p>地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定 (消費者基本法、消費者教育の推進に関する法律)</p> <p>(管理番号：204)</p>	<p>愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町 (消費者庁)</p>	<p>地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体名を明示しないこととした。</p> <p>地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>国の消費者基本計画と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう両者の対象期間を一致させることを検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
34	<p>中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲 (中小企業等経営強化法)</p> <p>(管理番号：87)</p>	<p>関西広域連合 (警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)</p>	<p>事業分野別指針に関し、当該指針が定められていない事業分野については、関西広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

重点事項に係る対応結果について

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
35	<p>登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止 (租税特別措置法)</p> <p>(管理番号：188)</p>	<p>指定都市市長会 (法務省、国土交通省)</p>	<p>住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置における市区町村長の証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
36	<p>住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大 (住民基本台帳法)</p> <p>(管理番号：140, 194, 11)</p>	<p>大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／高知県、福島県、新潟県、徳島県、香川県、愛媛県／茨城県、福島県、栃木県、群馬県、長野県 (総務省、国土交通省)</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法及び国土調査法に基づく事務については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることを可能とする。</p> <p>公営住宅法に基づく事務については、令和3年度中に総務省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることを可能とする。</p>

重点事項に係る対応結果について

5. その他、デジタル化の加速等を通じて、住民等の利便性向上等を図るもの

	提案	提案団体 (関係府省)	対応結果
37	<p>行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大 (戸籍法、住民基本台帳法)</p> <p>(管理番号：141, 174)</p>	<p>大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合／豊田市 (総務省、法務省、国土交通省)</p>	<p>市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後において、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務が同一市区町村内で完結できることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
38	<p>医師法等に基づく届出のオンライン化 (医師法、歯科医師法、薬剤師法)</p> <p><R元年フォローアップ案件></p> <p>(管理番号：145)</p>	<p>千葉県 (厚生労働省)</p>	<p>医師法（6条3項）、歯科医師法（6条3項）及び薬剤師法（9条）に基づく氏名等の届出については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師（以下この事項において「医師等」という。）については、令和4年度からオンラインによる届出を可能とし、オンラインによる届出の場合には、都道府県の経由を要しないこととする方向で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 医療機関等に勤務する医師等以外については、医療機関等に勤務する医師等の届出状況等も踏まえつつ、引き続きオンラインによる届出とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年の地方からの提案に関する対応状況

分類 年	提案の趣旨を踏まえ対応		小計 c=a+b	実現できなかったもの d	(件数)	
	a	現行規定で対応可能 b			合計 e=c+d	実現・対応の割合 c/e
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%
H29	157	29	186	21	207	89.9%
H30	145	23	168	20	188	89.4%
R元	140	20	160	18	178	89.9%
R 2	142	15	157	11	168	93.5%
R 3 ※精査中	145 ※引き続き検討することとしたもの56件を含む	2	147	13	160	91.9%